

山形県広報室管理に係る制作物の使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県広報室が管理する映像、写真、記事、その他の制作物（以下「制作物」という。）を広報室以外の者が使用する場合の手続き等に関し必要な取り扱いを定める。

(使用対象)

第2条 使用対象となる制作物は、次に掲げる広報媒体等において掲載されたものとする。

- (1) 広報誌「県民のあゆみ」
- (2) メールマガジン「いま、山形から・・・」
- (3) 県外情報誌「いま、山形から・・・」
- (4) 県外情報誌「すまいる山形」
- (5) 山形県インターネット放送局
- (6) 県政広報新聞広告「県庁だより」
- (7) その他広報室で管理している写真（山形県庁ホームページ上でダウンロード可能な広報写真は除く）

(使用申請)

第3条 制作物について使用を希望する者は、山形県広報室制作物使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して広報室長に提出しなければならない。

(使用承認)

第4条 広報室長は前条の規定により申請があった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、制作物の使用を承認する。

- (1) 法令等に違反するおそれがあると認められるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められるもの
- (3) 専ら営利を目的とすると認められるもの。ただし、使用目的、貸出を希望する著作物の種類等を総合的に勘案して、県にとってPR効果が高いと判断されるものについてはこの限りではない。
- (4) 専ら政治又は宗教活動を目的とすると認められるもの
- (5) 県のイメージを損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 肖像権又は著作権を侵害するおそれがあると認められるもの
- (7) 前1号から6号に掲げるもののほか、広報室長が使用について不相当と認めるもの

(使用条件)

第5条 使用承認を受けた者は、制作物の使用に際して原則として「提供：山形県広報室」と表示すること。

2 制作物を加工処理して使用する場合は広報室長に協議すること。

3 使用後は速やかに使用の状態を示す現物又は写真等を広報室長に提出しなければならない。

(使用料)

第6条 使用料は徴収しない。ただし、著作権等使用許諾手続きにおいて著作権使用料等が必要となった場合は、申請者と権利者の間でその取り決めを行うものとする。

(使用承認の取り消し)

第7条 広報室長は、制作物の使用がこの要領及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、広報室長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成**21**年**10**月1日から施行する。